

## 申入書

〒871-0105

大分県大分市西鶴崎1-7-17

株式会社アメイズ

代表取締役 穴見賢一 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号 大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題専門家等により構成されているNPO法人であり、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体です。

御社が経営する宿泊施設である「HOTEL AZ 内子店」において、宿泊された方に対して、ホテルチェックイン時に「滞在中及びチェックアウト後に新型コロナウイルス陽性が判明した場合、お部屋の消毒及び備品等の交換に関わる費用(69,300円/税込)を別途ご請求させていただきます。」との条件(以下「本条件」といいます。)が書かれた書面を渡された、との情報が寄せられました。

本条件の説明は、宿泊予約時には何らされていないということでした。同書面には「尚、上記条件にご了承いただけない場合宿泊キャンセル料は無料に対応致します。お申し出ください。」との文言が書かれておりますが、予約をしたお客様との間には宿泊契約が成立しており、契約時に示されていない本条件を一方的に付加することは許されません。これは、無料でのキャンセルを認めるとしても許容されるものではありません。

仮に本条件が契約時に示されていたとしても、宿泊客に対して債務不履行に基づき損害賠償請求が認められるには、宿泊客に帰責事由が必要とされます。新型コロナウイルスに罹患したこと及びその徴候が明らかであることを秘して宿泊する等といったケースであれば、宿泊客に帰責事由も認められる場合もあるでしょうが、滞在中及びチェックアウト後に新型コロナウイルス陽性が判明したという事実のみをもって宿泊客に帰責事由を認めることは到底できず、損害賠償請求を求める根拠に欠けます。

消費者契約法10条は、消費者の義務を制限し又は消費者の義務を加重する条項であって、信義則に照らして消費者の利益を一方的に害するものについては、無効とすることを定めております。本条件は、民法に照らせば損害賠償請求を認める根拠を欠くにも関わらず、これを定める本条件は、消費者の義務を加重し、信義則に照らせば消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に反して無効であります。

つきましては、本条件を宿泊客に対して求めることを直ちに取り止めていただきたく、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和4年8月31日までに、当法人宛、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具

【参照条文】

・消費者契約法

第10条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町4-1-16

ANNBILL3階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277